

道路の健全な通行について

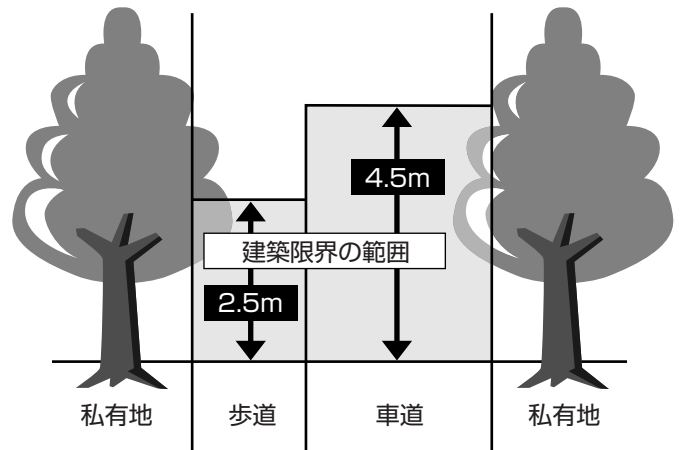
◆道路上にはみ出している樹木の伐採をお願いします。

道路上に鉢植えなどが置かれていたる箇所や私有地から道路や歩道に樹木や枝がはみ出して、歩行者や自転車および自動車などの通行に支障となっている箇所があります。

箇所によっては歩行者や通行車両の事故につながる恐れがありますので、事故を未然に防ぐためにも、建築限界を守り、はみ出している樹木の伐採および、鉢植えなどの移動にご協力をお願いします。

◆建築限界

道路法第30条および道路構造令第12条では道路を安全に通行するため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲に、通行の障害になる物(樹木・看板など)は置いてはならないと規定されています。



◆ご注意

私有地の生垣や庭木などからの倒木や道路上に張り出した枝の落下などにより、通行中の歩行者や車両などが損傷する事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償を問われる場合があります。

○お問い合わせ

本庁まちづくり課土木係

☎ 43-2115 (直通)

狩猟免許試験のご案内

平成28年度狩猟免許試験(冬期)を実施します。

シカやイノシシなどの鳥獣被害にお困りの農林業の皆さんの受験をお待ちしています。

◆狩猟免許の種類

- 第1種銃猟免許  
装薬銃を使用する猟法(空気銃を使用する猟法もできます)
- 第2種銃猟免許  
空気銃を使用する猟法

● わな猟免許

わなを使用する猟法

◆試験の日時・会場

- 第1種および第2種銃猟  
7月30日(土)午前10時  
四万十市立中央公民館
- わな猟  
7月31日(日)午前10時  
四万十市立中央公民館

◆受験料

- ① 現在、有効な狩猟免許を持っていない方 5200円
- ② 一部免除者 3900円

◆申請書配布場所

高知県庁鳥獣対策課、中村地区  
猟友会、黒潮町役場(本庁・佐賀支所)

◆申請方法

申請書類は、7月14日(木)までに、高知県猟友会・中村地区猟友会もしくは、7月20日(水)までに高知県産業振興推進部鳥獣対策課へ提出してください。

【参考】

高知県猟友会では、猟友会員と猟友会への加入希望者を対象に予備講習会を7月24日(日)(有料・補助あり)に実施します。申込方法など詳しくは、高知県猟友会(☎088-856-6641)または中村地区猟友会までお問い合わせください。

○お問い合わせ

- 高知県産業振興推進部鳥獣対策課  
☎ 088-823-9042
- 中村地区猟友会(月、木のみ)  
☎ 34-2160
- 黒潮町役場 佐賀支所  
海洋森林課 林業振興係  
☎ 55-3115 (課直通)

